



住居表示で わかりやすい街づくり

～町名・住所の表示が変わります～



- なぜ住居表示が必要？
- 住居表示制度の方法
- 新しい住所の表示方法

新しい住所の表し方



住所の表し方は、次のようになります。

一般家屋での表示

実施前 泉佐野市 ●●町●●番地

実施後 泉佐野市 ○○町○丁目 ○番 ○号

町名 街区符号 住居番号

※不動産や本籍を表す場合は、引き続き番地を使います。

団地、中高層時建物での表示

実施前 泉佐野市 ●●町●●番地 (■-◆◆◆)

棟番号 部屋番号

実施後 泉佐野市 ○○町○丁目 ○番 ○-○号

町名 街区符号 住居番号

棟番号(又は基礎番号) 部屋番号

住所変更の手続きについて

住居表示が実施されますと、市役所関係の公簿の住所変更手続きの必要はありませんが、土地、建物などの不動産所有者の住所や法人の所在地、運転免許証その他の許可書、登録証などはみなさんで手続きをしていただく必要があります。

住居表示の実施に伴い、みなさんで変更のお手続きをしていただく主なもの

- 会社等の法人
- 土地、建物などの登記物件
- 運転免許証
- 銀行、株式、保険等の証書類
- 許可、認可、免許及び登録証等
- 個人番号(マイナンバー)カード



お問い合わせ・ご相談先

泉佐野市役所 総務部 市民課
 ☎ 072-463-1212 (代)
 E-mail : simin@city.izumisano.lg.jp